

上板町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、自転車乗車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを承認したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 町内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす使用者及び保護者とする。ただし、保護者等は使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 上板町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 過去にこの補助金(他市町村の同補助金を含む)の交付を受けていないこと。
- (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、1人1個あたり3,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、上板町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、ヘルメットの現品を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の領収証等（申請者氏名・購入日・購入店名・メーカー・品名・購入金額の記載があるもの）の写し。なお、領収証を添付できない場合は、町長が必要と認める領収証に代わる書類を添付するものとする

(2) 第2条第1号アからオに掲げる認証の確認ができるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 使用者が未成年者であるときは、前項の規定による申請をするに当たって、保護者を申請者とすることができる。また、申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。

3 前2項の規定による申請の受付は、先着順とし、町長は、申請された補助金の額が予算額を超えることとなった場合は、年度内であっても申請の受付を停止することができるものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、上板町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付すことができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助金の交付の決定を受けたものが、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、上板町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第3号）に申請者本人の振込口座が確認できる通帳（見開き1ページ全面）の写しを添付して町長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し等)

第8条 町長は、交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付された補助金があるときは上板町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金返還命令通知書（様式第4号）により、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

1 虚偽の申請があったとき。

2 補助金交付の条件に違反したとき。

3 その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(加算金及び延滞金)

第9条 補助対象者は、前条の規定による取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年14.5パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられたときは、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

3 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年8月4日以降に購入したヘルメットについて適用する。

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。